

「高松市中央卸売市場業務条例及び高松市公設花き地方卸売市場業務条例改正案」のパブリックコメント実施結果

1 案件名

高松市中央卸売市場業務条例及び高松市公設花き地方卸売市場業務条例改正案について

2 意見募集期間

令和元年12月20日（金）から令和2年1月19日（日）まで

3 意見募集結果

4件（4人）

4 いただいた御意見の要旨とそれに対する本市の考え方

※提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化または文言等の調整をしています。

番号	御意見（要旨）	市の考え方
1	<p>当初のスケジュールから大変遅れている様で、業者や利用者及び市民に影響を与えている。早急な整備を願いたい。</p> <p>また、それに伴い市民の負担、市場関係者の利用負担が当初の計画より大幅に増加している。業者の事業（継続発展）計画に多大な影響があると感じました。</p>	<p>市場の再整備につきましては、概ねスケジュール通りに進んでいる所でございますが、生鮮食料品等の需要の動向などを見極めつつ、十分な機能性を持ちながらもコンパクトな施設になるよう、市場関係者、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、皆様のご負担が最小限となるよう進めてまいります。</p>

番号	御意見（要旨）	市の考え方
2	<p>改正卸売市場法では国の市場への関与が大きく減少し、権限が開設者へと移行されています。開設者におかれましては、改正後も維持される共通の取引ルールや新しい業務条例が遵守され、市民の皆様の食生活に支障をきたすことがないように指導、監督をお願い致します。</p> <p>高松市中央卸売市場におきましては、市場の再整備も進められております。青果棟移転の際には、再度の条例見直しが必要とされると思います。市場の移転整備につきましては、高松市卸売市場整備基本構想、基本計画の趣旨にのっとり市場関係者の意見が反映され、市民の皆様から継続的な支持が得られる市場整備をお願い致します。</p> <p>改正後の市場業務条例が市議会におきまして承認され、高松市場が中央卸売市場として滞りなく国よりの認定が受けられる事を願っています。</p>	<p>改正後は、開設者が条例で改善措置命令、監督処分の規定を設け、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があるときは、適切な指導を行い是正するための必要な措置を講じます。</p> <p>また、市場の再整備につきましては、市民の皆様から継続的な支持が得られる市場となるため、生鮮食料品等の需要の動向などを見極めつつ、十分な機能性を持ちながらもコンパクトな施設になるよう、市場関係者、市民の皆様のお意見をお聞きしながら進めてまいります。</p>
3	<p>売買参加者の届出、取消し等が卸売業者からの届出制に改正とあるが、公平な取扱いが出来なくなる恐れがあるのではないかと。開設者も関与した方が良くはないかと。</p>	<p>改正卸売市場法にも売買取引の原則として、売買参加者を含む取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うことが定められていることから、条例改正後は原則自由取引とするうえで、卸売業者との取引先である売買参加者の資格要件について条例では規定しませんが、条例以外で一定の基準を定める予定です。</p> <p>なお、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があるときは、売買参加者に対しても、開設者が適切な指導を行い是正するための必要な措置を講じます。</p>

番号	御意見（要旨）	市の考え方
4	<p>条例改正の議論が始まった当初から「どのような条例にするか、そのためには高松市はいったい市場の未来をどう考えているのか、5年後、10年後の市場はこうあるべきだ、こういう未来を創りたい、というものを示していただきたい。」というお願いをしたが、全く取り上げていただけませんでした。最初から最後まで部分部分の説明に終始し、開設者以外誰も全体像は見えぬままに、いつの間にか条例が出来上がってしまったという印象を持っております。</p> <p>結果、出来たものは、体裁は整っているようですが、市場関係者だけではなく、生産者の方々、市民の皆さんの思い、考えは全く反映されていないに等しい、厳しい言い方をすると「仏作って魂入れず」なものに仕上がっています。</p> <p>条例の改正はこれでもなんとかなるかもしれませんが、今後には「青果棟、水産物棟の移転建て替え」という予算的にも巨額な市場関連の事業があります。この事業が、「机の上だけで、耳だけで」市場を知っている者によって推進されてしまわないかという懸念を強く感じる今回の一連の法改正手続きでありました。</p> <p>もっと市場について勉強していただきたい。もっと生鮮流通の未来についてしっかりと知識を身に付けていただきたい。そして、正面からお互いに議論をぶつけ合わない、「10年後には誰も来ない」青果棟、水産物棟ができてしまいます。</p>	<p>今回の条例改正に際しては、各市場において定めることとされている取引ルール等について、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の市場関係者から広く意見を聴取するため、業務規程検討会等を平成30年6月26日から令和元年9月6日にかけて計34回開催し、市場関係者との綿密な調整を行ってまいりました。</p> <p>本市卸売市場を取り巻く様々な環境変化に的確に対応しつつ、その機能を十分に発揮できるよう必要な条例改正、施設整備を行うとともに、「安心・安全」で「効率的」な生鮮食料品の流通拠点として、その中核的な機能を有し活力ある市場となるよう、取り組んでまいります。</p> <p>また、生産者の方々、市民の皆様からのご意見を広く伺うため、パブリックコメントを実施したものです。</p>